

帳簿書類の電子保存範囲の拡大

< 2003年度日本経団連規制改革要望 >

【現状】

民間に保存が義務付けられている帳簿書類について、所轄税務署長等の承認を得た場合は電子保存が認められている。ただし、その対象は一貫して電子計算機を使用して作成された帳簿書類に限定されている。



【必要となる規制改革】

取引の相手方から紙で受け取る領収書等や手書きの帳簿等についても、スキャナー等を利用した電子保存を認める（次頁の網掛け部分）。



【規制改革による効果等】

- 帳簿書類の保存コストが削減できるとともに、企業の税務処理関連事務の一層の効率化が期待される。

（経済界全体の保存コスト試算：年間約3,000億円）

帳簿書類等の主な保存形態と認容の現状

オリジナル	保存形態	現状
紙	(撮影)マイクロフィルム	(6 年目以降。一部証憑書類 4 年目以降。)
紙	電子データ	×
電子データ	COM (電子計算機出力マイクロフィルム)	○ (承認制)
電子データ	電子データ	○ (承認制)
電子取引データ	電子データ or 紙 or COM	○